

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路 線 名</p>	<p>熊谷小川秩父線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡東秩父村大字白石字経塚二四五番一地从先から同郡同村大字白石字経塚二四五番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年十二月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年十二月二十五日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二・四〇メートル。</p>